

令和5年3月17日策定

## 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

菊池市

### 第1 趣 旨

森林の有する公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下「法」という。）が平成31年4月から施行され、同年から森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が市町村及び県に配分されることとなった。

また、森林資源の適切な管理を促すため、「森林経営管理法」も同時に施行されたことにより、これまで難しかった手入れ不足の人工林の森林整備を促進する制度の充実が進められた。

本市においても譲与税については、森林整備の促進に関する施策及び人材確保や育成、普及啓発、木材利用の促進並びにライフラインの整備に要する費用等に有効活用していくことが、その効果を高めることにつながることから、令和5年度から当面5年間の活用に関し、本基本方針を整備するものである。

### 第2 現状と課題

本市における森林面積は、15,174haで総面積の約55%を占め、自然環境条件は森林の育成に適し、市北部地区においては、県内でも有数の人工林地帯を形成している。スギ・ヒノキを主に、林齢55～56年生をピークに分布し、森林資源の成熟度は高まり、収穫すべき段階を迎えている。

しかし、木材の需要・価格の長期低迷等が続いたことにより、森林所有者は、森林経営への意欲が薄れ、間伐などの整備が十分に行われていない。また、林業担い手の高齢化・減少も問題となっている。さらに近年の気候変動により自然災害が多発していることから、森林が持つ公益的機能の維持管理について、高い関心が寄せられ、適切な森林整備が求められている。

また、有害鳥獣の個体数の増加に伴い森林・特用林産物の被害が増加していくと思われることから、早急な対策が必要である。その他にも本市には林業専門知識を有する職員が不在であるため、今後、森林整備等を計画的・効果的に実施するためには、国が進める、林業に関する専門知識や経験を有する地域林政アドバイザーの設置が必要と思われる。

### 第3 使途の基本的な考え方

#### 1 法で示された市町村の使途

- (1) 森林の整備に関する施策
- (2) 森林の整備を担うべき人材の確保・育成
- (3) 森林の有する公益的機能に関する普及啓発
- (4) 木材利用の促進その他の森林整備の促進に関する施策

#### 【参考】国会による付帯決議において示された使途の考え方

譲与税については、地球温暖化防止のため森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創立するとされた趣旨に沿って、これまでの森林の施策では対応出来なかった森林整備等に資するものとし、その使途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとする。

#### 2 本市における「4つの基本方針」の考え方

##### (1) 森林整備

森林経営管理制度に基づく森林の整備、専門職員の雇用及び活用、補助対象外の森林等の整備に係る支援、林道・作業道等整備の支援、災害防止や復旧のための森林整備、市有林の適切な管理、協議会の設置・運営など。

##### (2) 有害鳥獣対策

被害状況把握のための調査、地域と連携した情報収集、防護柵等の設置。

##### (3) 担い手の確保・育成

里山林を守る特用林産物の生産者への支援、林業従事者の労働環境の改善、森林・林業に関する学習や体験活動など。

##### (4) 森林・木材の魅力化

国有林である菊池溪谷などで森林の魅力発信や観光戦略、公共施設等における市産材の活用、木育イベントなど。

### 第4 「4つの基本方針」の施策に向けた「17の使途①～⑰」

#### 1 森林整備に関する施策

既存事業では森林整備が進まず、手入れ不足の森林(以下「未整備森林」という。)の解消や災害等の未然防止に向け、次に掲げる施策に充当する。

##### ① 森林経営管理制度に基づく森林整備の推進

地域森林計画対象森林のうち、経営管理が行われていない里山林等の森林について、森林経営管理法に基づき市が森林所有者の委託を受けて経営管理権(注1)を取得し、森林整備を行う。

また、航空レーザ測量を活用した地籍調査未済箇所における森林の境界明確化を促進する。

- ② 地域林政アドバイザーや意向調査補助職員による経営管理の促進  
森林整備推進に関するアドバイスを行う体制を構築し、森林整備推進及び経営管理の促進を図る。
  - ③ 既存事業の対象とならない森林等の整備に係る新たな支援  
既存の森林経営計画対象森林内でも、地形条件等が悪く既存事業では森林所有者の負担が大きくなる場合、森林所有者及び境界が不明確等の理由で森林所有者の経営意欲が低下し、手入れ不足となっている場合や既存事業で整備した後に事業対象外となったが引き続き整備が必要な森林等について整備を推進する。
  - ④ 林道・作業道等の整備の支援  
木材搬出作業の効率化や車両の大型化に伴う林道、作業道等の開設や維持管理に対する支援を行うとともに、法面崩壊等の災害の未然防止のための対策を講じる。
  - ⑤ 危険木によるライフライン施設災害の防除  
近年の豪雨、台風等による被害の激甚化・頻発化に伴い、森林法第2条第1項に規定する森林を対象に、重要ライフラインや避難施設等に被害を及ぼすおそれのある森林や地域住民の安全・安心を確保する上で必要な森林の整備を行う。
  - ⑥ 林地台帳や森林クラウドシステムの運用  
林地台帳の管理と森林クラウドシステムの更新・活用により、森林資源の適正なデータ管理を行う。
  - ⑦ 市有林の適切な管理  
広大な面積を有する市有林について、これまで長期的な整備計画が策定されておらず、早期に森林資源の循環利用を構築するための整備方針を策定する。併せて、私有林と同様に適切な路網の整備・維持管理を行う。
- 2 有害鳥獣対策に関する施策
- 年々と増加傾向にある有害鳥獣による森林や林産物の被害を防ぐため、地域林業関係者と一体的に取り組む次に掲げる施策に充当する。
- ⑧ 有害鳥獣被害の把握及び捕獲者の育成  
有害鳥獣による、森林や特用林産物への被害状況を正確に把握するため、地域と連携し、スマートフォンアプリ等を利用した被害情報の収集を行うと共に、新たに有害鳥獣捕獲を行う者に対し、有害鳥獣捕獲率向上に向けた研修会等を実施する。
  - ⑨ 有害鳥獣捕獲の推進  
現況の捕獲体制に加え、近隣自治体と連携した広域的な有害鳥獣の捕獲推進に向けたわなやICT機器の導入に取り組む。

⑩ 山林及び特用林産物の被害防止対策

有害鳥獣による、森林や特用林産物への被害を軽減させるため、鳥獣害防護柵の設置費用に対し補助を行う。

3 担い手確保・育成に関する施策

未整備森林の解消を円滑に推進するため、主として森林整備に必要となる林業担い手及び林業事業者の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上に要する経費に充てる。本市単独のほか県域の取組については、県と連携し実施する。

なお、支援対象者は、将来にわたり地域の森林整備の担い手となる意向を示している者とする。

⑪ 菊池森林組合や林業経営体、林研グループ等が行う担い手対策の支援

森林作業員の安全向上、作業の効率化及びスマート林業の推進を図るための取組を支援する。

⑫ 林業就業促進の支援

林業担い手確保のための講習会等を開催する。

⑬ 先進地視察研修による情報収集及び課題検討等

有害鳥獣対策やスマート林業等に係る先進的な取組を研修することにより、今後の対策を学ぶ機会を創出する。

4 森林・木材の魅力化に関する施策

菊池渓谷をはじめとする、菊池市内の森林資源や観光施設、木材の魅力を広く国内外に情報発信し、観光推進と林業振興の両立を図る。

なお、譲与税は、森林整備の国民への理解醸成に必要となる普及啓発活動に要する経費に充てることとし、計画的な活動や普及対象者へのアンケート調査など事業効果の明示に努める。その際、市内の取組に限ることとし、県域の取組については県が実施する。

⑭ 森林の魅力を発信するイベントの開催（森林に関心を持つイベントや里山林の再整備）

親子やグループなどで行う伐採体験や植樹体験、里山林について学ぶイベント等を開催する。

⑮ 市内の森林情報を世界中へ発信

菊池渓谷や森林公園等の魅力を発信することで、観光戦略の推進と森林の適正な維持管理を推進する。

⑩ 市産材等の需要拡大

木材利用の促進が譲与税の使途に加えられた趣旨は、「森林整備の促進」のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求める財源であることに鑑み、市有の公共建築物の木造化や備品等の木質化を推進する。

⑪ 木育に関する取組の拡大

幼保小中生を対象とした実践的な林業業務の研修や「木のぬくもり・自然のぬくもり」を活かした教育等の講演の開催、地元高校と連携した有害鳥獣対策の取組などにより、子ども達が森林の大切さを楽しみながら本市の森林づくりに興味を持ってもらうような仕組みを構築する。

第5 「4つの基本方針」の施策実施に向けた「17の使途」に係る留意事項

1 森林整備に関する施策

(1) 森林法の遵守

森林所有者等の責任に帰する主伐後の造林（更新）については、森林法における伐採及び造林に関する既存の枠組みで指導することを基本とする。

(2) 伐採収益（木材の販売代金）の取扱い

譲与税を活用し本市が行う森林整備は、森林所有者による管理が見込まれない森林での実施を想定していることから、通常の森林整備により過大な利益が森林所有者に生じないように伐採収益が見込まれる場合には、全収益を本市の歳入に繰入れるといった措置を検討する。

(3) 植栽計画

譲与税を活用した植栽を行う場合には、スギやヒノキといった継続的かつ長期的な手入れが不可欠な林業樹種以外への林相の転換を基本とする。なお、造林樹種は、当該地域の自然植生を踏まえ選定する。

(4) 災害の未然防止等のための森林整備

インフラ施設周辺や沿線（避難路、道路、送電線等）の森林に係る災害を予防するための伐採については、その管理者が整備すべき区域との棲み分けや役割、費用負担の割合などを明確に区分したうえで譲与税を充当する。

(5) 路網整備

譲与税を活用して整備する路網は、菊池市森林整備計画などで新たに定める「未整備森林区域」（注2）の解消につながる林道、林業専用道、森林作業道とする。なお、計画策定にあたっては、林道、林業専用道、森林作業道の適正な配置や規格に十分留意する。

(6) 所有者不明森林の優先度

所有者不明森林の森林整備は、権利の調査や根拠書類の整理など、多くの事務を要することから、経営管理権及び経営管理実施権（注3）の設定に当たっては、森林整備の必要性・公益性の高い森林を優先する。

(7) 譲与税活用区域の範囲

施設緑地（都市公園、道路環境施設帯等）は、譲与税の充当事業の対象外とする。

2 有害鳥獣対策に関する施策

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の遵守

野生鳥獣の捕獲に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続きを要するため留意する。

3 担い手確保・育成に関する施策

(1) 担い手確保・育成に関する各研修会

林業事業体の経営の合理化を促進し、森林整備を担う人材の確保・育成のための幅広い内容の研修会等の開催を行う。

(2) スマート林業の推進

行政機関、林業従事者、民間企業等の様々な関係者との連携を図り、森林の状況や施業方法などの実情に応じた取組が望ましい。

4 森林・木材の魅力化に関する施策

(1) 関連する施策との一体的な取組

3「担い手確保・育成に関する施策」とも関連が深いことから、一体的な取組に努める。

また、森林組合や林業関係団体と連携し、目的、対象者、規模等の協議を行い継続した事業を行うこととする。

第6 事務執行上の留意事項（共通事項）

1 他事業との棲み分け

譲与税は、国民に新たな税負担を求めるものであることから、新規の施策又は事業効果の高い施策に充てることが適切である。

2 本市の実行体制整備

未整備森林の解消を円滑に推進するための、本市職員の技術力向上にかかる研修や森林資源情報の調査・管理、事業執行を行う上で必要となる経費に充てる。

3 基金の設置、運用管理

譲与税は、用途が法令上限定されているため、毎年度の譲与額を一般財源と区分し経理する必要があることから、市に基金を設置し、適切な管理を行う。

また、年度毎の譲与額を考慮して、森林整備等に必要な予算を計上する。

#### 4 適正な執行・管理

譲与税は、目的税であることから、適正な事業計画の立案や執行状況の管理を行う。

#### 5 本市以外の関係者との連携

譲与税を活用して、円滑に事業を推進するため、県、地域の林業・木材産業に携わる関係者間との連携を図る。

#### 6 既存事業との関連

譲与税を活用した事業では、既存事業との関連性に留意しつつ、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施する。

### 第7 語句の定義等

#### 注1 経営管理権

森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するために市町村に設定される権利のことをいう。

#### 注2 未整備森林区域

適切に森林管理が行われていない人工林の多い区域などを、過去の施業履歴などを参考に市町村森林整備計画において「未整備森林区域」と定める。なお、「未整備森林区域」の設定は市の任意のゾーニングであり、主な目的は未整備森林区域の明確化・集約化、既存事業との棲み分け、予算規模に応じた計画的な事業の実施、事業実施上の優先度の明確化などがあげられる。仮に本区域を設定しない場合には、市町村全域が対象となるため、別途森林整備事業の優先基準等を定めるなど、事業の公平性、効率性を担保する必要がある。

#### 注3 経営管理実施権

森林経営管理法により市町村が「経営管理権」を取得した森林において、民間事業者が立木の伐採、販売、造林、保育を実施するために取得する権利のことをいう。

市町村は、民間事業者に森林の経営管理を再委託する場合、対象となる森林の委託期間や経営管理の内容（保育、間伐、主伐、再造林など）、利益が生じた場合の森林所有者や市町村（管理経費を支出している場合）に支払われる金銭の算定法などを明らかにした「経営管理実施権配分計画」を定め、これを公告する。この公告をもって、民間事業者に「経営管理実施権」が設定される。